

平成29年 4月 3日

原子力規制委員会 殿

福島第二原子力規制事務所  
統括原子力保安検査官 上原 壮夫

### 平成29年度保安検査実施方針について

東京ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

#### 記

#### 1. 基本検査で実施する保安検査の内容

##### (1) マネジメントレビューの実施状況

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

##### (2) 保守管理に係る検査

長期停止しているプラントに対し、特別な保全計画に基づく保安活動について、施設の状態に応じた計画の策定(改訂を含む)及び実施が適切に行われていることを確認する。

また、これまで点検周期の超過、振動診断周期の超過、保全計画の未策定等の事例が確認されていることから、発電所で実施されている点検、補修、取替え、改造等において、計画、設計、調達、工事、結果の確認・評価等が適切に行われていることを引き続き確認する。

##### (3) 予防処置に係る検査

原子炉施設の点検長期計画未策定による点検漏れ、調達管理の不備によるクレーンジブの倒壊、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

## 2. 追加検査で実施する内容

### ○不適切なケーブル敷設等の不備に係る改善措置の実施状況

保安規定違反(違反2)と判定された「不適切なケーブル敷設等の不備」について、原子炉設置者の根本原因分析に基づく再発防止対策が、策定された計画に従い実施され、評価改善されているか確認する。

## 3. 保安検査実施時期(期間)

- 1) 第1四半期： 6月上旬
- 2) 第2四半期： 9月上旬
- 3) 第3四半期：12月上旬
- 4) 第4四半期： 3月上旬